

関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | 府省 | ページ |
|------|---|-------|-------|
| 22-① | 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加) | 総務省 | 1 |
| 51 | 通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し | 総務省 | 2～6 |
| 37 | 土壌汚染のおそれがない土地の形質変更などに関し、土地の所有者等から都道府県知事への届出義務を廃止 | 環境省 | 7～10 |
| 38 | 国立公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務権限の国から都道府県への移譲等 | 環境省 | 別紙 |
| 18 | 喀痰吸引等業務に関する登録等事務の都道府県から指定都市への移譲 | 厚生労働省 | 11～12 |
| 19-① | 介護福祉士試験の受験資格に関する見直し (介護福祉士実務者研修の受講時間の短縮) | 厚生労働省 | 13～16 |
| 20-① | 生活保護制度関連の見直し (生活保護の決定等に関する審査請求に係る裁決権限を都道府県から指定都市への移譲) | 厚生労働省 | 17～20 |
| 20-② | 生活保護制度関連の見直し (成年後見人による生活保護を可能とするよう規定の見直し) | 厚生労働省 | 21～23 |
| 21 | 無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し | 厚生労働省 | 24～26 |
| 20-④ | 生活保護制度関連の見直し (生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和) | 厚生労働省 | 27 |
| 20-⑤ | 生活保護制度関連の見直し (生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等) | 厚生労働省 | 〃 |

地方税法上の守秘義務の取扱い

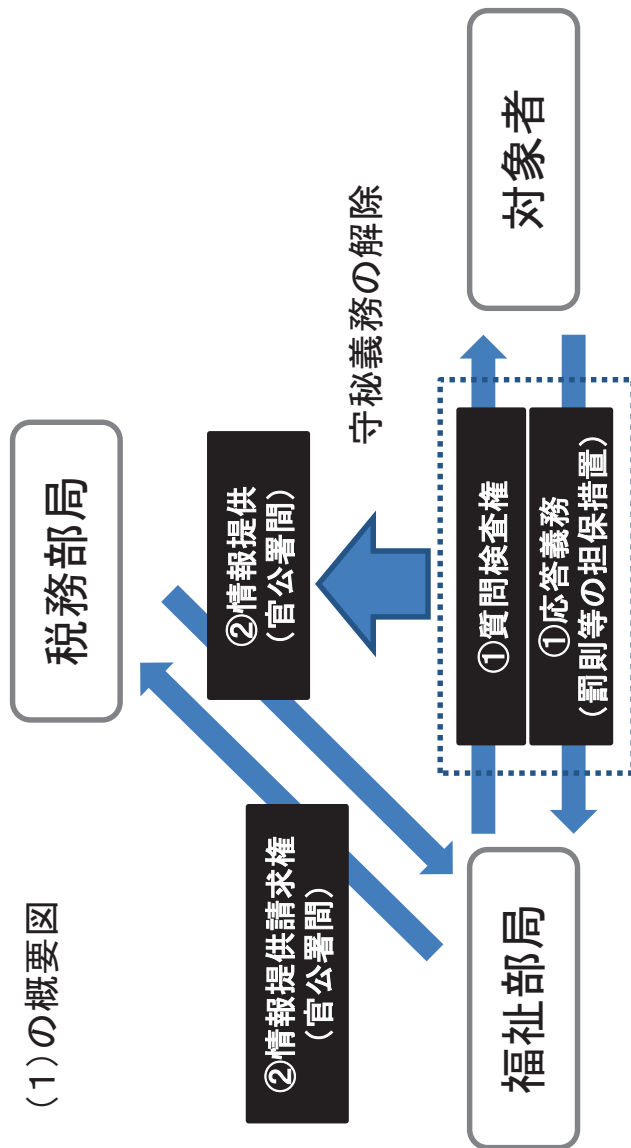
- 社会保障分野等の手続きでは、対象者に納税証明書等の添付を求めており、対象者が税務部局から取得
- ただし、下記の場合、守秘義務が解除されているとして、社会保障部局の照会に対して税務部局から
所得情報等を提供

【税法上の守秘義務が解除される場合】

- (1) ①所得情報が必要な者に対するの調査権限等（質問検査権及びそれぞれに応答しない・虚偽の応答をした場合の担保措置（罰則等））が法令に規定されている。
- ②官公署による他の官公署への情報提供請求権が法令に規定されている。
（介護保険法、公営住宅法等）

→ (2) 事務手続きが申請に基づく行為であり、対象者の同意を得た場合、所得情報を提供。

(1)の概要図



重点番号22-①: 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(総務省)

通知カードの追記欄への新住所追記事務の効率化のための工夫事例①

①追記専用の印字機器の導入又はゴム印の押印による追記事務の効率化

- ・ 追記専用の印字機器を導入することにより、通知カードの追記欄の印字を自動で行うことで手書きより効率的に追記を行う。
- ・ 良く使われる町名や字名の刻まれたゴム印を作成することにより、追記の際に手書きとゴム印による押印を併用して追記時間を短縮。

追記専用の印字機器



②広報誌、HP、窓口等における広報

- ・ 市区町村発行の広報誌やHP、または窓口等により、通知カードの記載事項が変更された際に通知カードの追記欄へ変更内容を追記しなければならぬことを周知している。
- ・ 上記の他、総務省から平成29年3月末に各市区町村へ発送した広報用のチラシ(約3万部)及びポスター(約90万部)を活用して市区町村で広報を行っている。

総務省作成のポスター

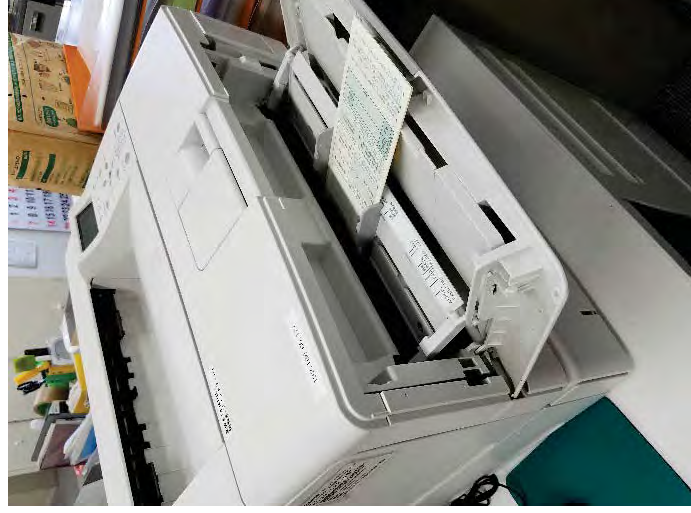


重点番号51:通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し(総務省)

通知カードの追記欄への新住所追記事務の効率化のための工夫事例②（豊後高田市） ～プリンターによる追記事務の効率化～

プリンターによる追記事務の効率化

- ・ 通知カードの記載事項変更の際には追記欄に変更内容を記載しなければならぬが、同一世帯員の通知カードの記載事項変更等を行う際に時間を要する。
- ・ 豊後高田市では、追記欄への印刷用様式を作成することにより、通常のプリンターを用いて通知カードの追記欄への印刷を行っている。
- ・ これにより、特に同一世帯員の通知カードの記載事項の変更は同じ内容の追記を行うことから追記時間が短縮されている。



通知カードの追記欄への新住所追記事務の効率化のための工夫事例③（長野県佐久市等） ～追記欄へのシール貼付けによる再交付負担の軽減～

追記欄へのシール貼付けによる再交付負担の軽減

- ・ 通知カードの追記欄が満欄の場合、通知カードを再交付することになるが、追記欄に限りシールを貼り付けることが可能である。
- ・ このため、長野県佐久市では、通知カードの追記欄が満欄になってしまった場合、住民の了承の上で追記欄に貼ったシール上に追記を行うことで、追記欄が満欄になったことによる通知カードの再交付事務を軽減している。
- ・ なお、同様の取り組みは他の自治体でも複数で実施している。

通常の再交付の流れ

- ① 追記欄が満欄になった、通知カードを紛失した等の理由により、住民が市区町村の窓口で通知カードの再交付申請を行う。
- ② 市区町村は、再発行される通知カードの情報をJ-LISへ送付する。
- ③ 約2週間を目安にJ-LISから住民へ再発行された通知カードが届く。

